

第五章 大名家文書の中の「村方文書」

渡辺尚志

はじめに

現在、国文学研究資料館史料館(国立史料館)にその一部が所蔵されている「信濃国松代真田家文書」は、質量ともにすぐれた大名家文書である。⁽¹⁾とりわけ、藩領村々から藩に提出された願書・届書・請書(「村方文書」)の類が豊富に残されていることと、村方からの訴願に対する藩庁の対応の実態が判明することは、その大きな特色である。「真田家文書」中に残された大量の「村方文書」の存在は、史料学的には、「大名家文書」とは何か、「村方文書」とは何か、という根本的な問いをわれわれに投げかけている⁽²⁾し、歴史的には、大名と村・百姓との関係の特質を解明するための好個の素材を提供している。本稿は、一個別事例を取り上げて、こうした問題を考える足がかりを築こうとするものであり、筆者にとつては「真田家文書」研究序説としての意味をもつ。

本稿で検討の対象にするのは、文化一〇年(一八三三)から文政二年(一八一九)にかけて起こった「仙仁村入会山一件」と呼ばれる事件である。仙仁村は信濃国高井郡(現須坂市)に属し、松代城下の東方一〇キロほどの所にある山間の村であり、同村の東南方には入会山が広がっていた。この山は近隣一ヶ村の入会であり、一ヶ村と

は幕領の中島村・栃倉村・九反田村・幸高村・井上村、松代藩領の仁礼村・仙仁村・八町村・福嶋村、須坂藩領の綿内村・高梨村であった。また、仙仁・仁礼両村が入会山の山元であった（九五八—二）。

以下、一件の経過をたどりつつ、史料学的・歴史学的に重要だと思われる点を指摘していこう。

一 入会争論の発端と村方騒動への展開

この一件は次のような形で始まった。文化一〇年（八一三）一月二日夜に、幕領栃倉村・中島村・九反田村・井上村の者たちが仙仁村に来て、組頭要右衛門に、名主平蔵への面会を申し込んだ。彼らは、仙仁村が勝手に入会山を耕地開発して高請し、また入会山の一部を村持山にしているということを聞いたので詮議に来たのだと言い、「御領所入会組合五ヶ村〔入会組合内での幕領村々の結合〕連印書付」を要右衛門に読み聞かせた。翌日も訪れた栃倉村名主莊助らに対して、仙仁村名主平蔵は、開発した土地は、検地帳にも記載された仙仁村の高請地で、荒れ地になつていたのでを再開発したのであり、また仙仁村で山年貢を上納している山（すなわち村持山）以外の場所を村持にしたことはないと言答えた。莊助らはその場は引き取ったが、仙仁村では、同月五日に村中寄合で対応を協議し、翌日内々で藩に報告した。藩からは、口頭ではなく、書面で申し出るように言われたので、同月八日の夜、再度村中で寄合を開いた。その席で、小前たちは、仙仁村は小村で、自分たちは難渋しており、多くの村を相手にしての訴訟はできないので、問題の山・畑は、入会村々に差し出すべきだと主張した。ところが、寄合解散後の同日夜八ツ半頃、小前音七ら大勢が長百姓清五郎の所へ来て、次のように述べた。今日、井上村の者が来て、「自分たちは仙仁村が開発した土地を問題にするつもりはない」と言った、と。この意外な話を受けて、

また名主宅での村中寄合となつたが、その席で、音七は、井上村の者たちは入会山のうち細尾山と沖之入山を問題にしているのだと述べた。村中の者たちは、そういうことなら自分たちには関係ないので、この件にかかわる入用などは、細尾・沖之入を所持している者たちだけで出すべきだと主張した。

そして、仙仁村の村役人らは、同月(九日以降だと思われ)、この細尾・沖之入は、入会地ではなく「人別持山」(村人が個別に所持している山)で、当時は名主平蔵と頭立丹蔵が所持しており、その証拠に、彼らは、享保・元文年間に当該の山を他村に質入れしてその後請け戻した際の返り証文を所持していると述べ、このように証拠明白な村人の持山を村々の入会地だと言われて迷惑している旨を藩の代官所に訴えている(く九四八)。

この件に関しては、仙仁村村役人らが、文化一〇年一月(六日か)に、中島村・栃倉村などに返答するにあつて、近年開発した場所はあるが、それは前々からの高請地が荒れ地になつていたのでを再開発したのであると返答したい旨を代官所に届け出ている。同月、仙仁村小前音七も、自分が八日に井上村の者から聞いた内容(前述)を、代官所から尋ねられて答えている。また、同年閏一月、仁礼村の村役人が、郡奉行所に、同月一日、中島村名主からの廻状を受けて、同人方へ入会村々が寄り合つた際、同人から入会山の境界を改めたい旨の提案があつたこと、仁礼村では返答を保留して帰り、代官所へ届け出た上で承知の旨を返答したことを報告している。同月、福嶋村からも、同様の報告が郡奉行所になされている(く九五〇―二)。この件で仙仁村を追及する中心的主体が幕領の中島・栃倉・九反田各村だったこともあつて、松代藩領村々は、代官所・郡奉行所と連絡を取りつつ事態に対処していたのである(参考のため、図1に松代藩職制系統図を示した)。

この点は、翌文化一一年に入つても変わりが無い。同年八月には、八町村と仁礼村の村役人が、細尾・沖之入の帰属などについて、郡奉行所のお尋ねに答えている。同年九月に、福嶋・仁礼両村の村役人は、郡奉行所に、同月の入会村々の寄合で、九反田・栃倉・中島各村から、昨年来の入会山一件にかかわつて、近日中に仙仁村を

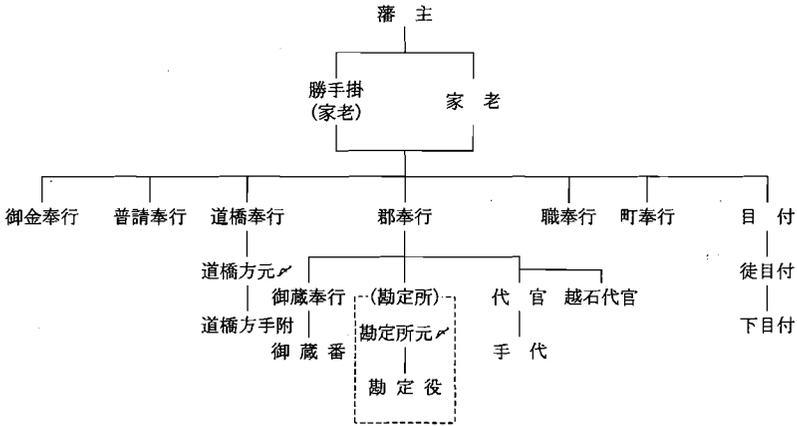


図1 松代藩職制系統図(部分)

典拠) 【史料館所蔵史料目録】第43集『信濃国松代真田家文書目録』(その四)解題(笠谷和比古執筆)より転載。

除く各村が立ち会って境を改めたい旨の提案があったことを報告している。そして、一〇月六日には、福嶋村村役人から郡奉行所に、昨五日に中島村で組合村々の寄合があった旨報告されている(く九五〇—二)。

ここで注目しておきたいのは、藩と仙仁村との次のやりとりである。文化十一年一〇月、郡奉行から、他領の入会村々が山境の見廻りに来た際、三ヶ所(細尾・沖之入・大根子)の山の帰属については何と答えるかと問われ、仙仁村側では丹蔵・平蔵の持山だと言うつもりだと言うと、郡奉行は、それでは三ヶ所の山を他領に取られてしまう、そこは古くからの村持山だと主張せよ、福嶋・八町・仁礼各村にもその旨話しておく、また福嶋村沖八・文八(この一件の扱人)の指図を受けよと言い含めた(この点は代官も同様の考えであった)。そのため、一〇月一六日・一七日の入会村々による山見分の際、松代藩領四ヶ村は、三ヶ所の山は仙仁村持だと言張し、「野火除印書」(後述)に記された場所を村持だというのは納得できないとする他領村々と対立したのである(く九五七)。ここから、藩は、この一件に公正中立な調停者として臨んだのではなく、あくまで自藩領の土地を確保したいという自藩に固

有の利害に基づいて、自領村々に指示を与えていたことがわかる。

この一ヶ村入会山と仙仁村内山との境をめぐる一件は、文化十一年一二月に内済となり、細尾など三ヶ所の山は仙仁村のものだと認められたが、同時に、以後入会山において、焚炭・鍛冶炭を入会村々の許可なく焼いてはならないと定めた入会一ヶ村による規定書（以下「規定書」という）が結ばれた。この規定書締結の主導権は、幕領村々の側にあつた模様である。また、規定書締結にあつては、一〇月に、仁礼村村役人が、勘定所元々役所に対応の仕方を伺っている。これを元々から聞いた郡奉行菅沼九左衛門は、規定書に連印してかまわない旨を答えている（く九四九）。

また、この規定書は、仙仁村側（とりわけ丹蔵・平蔵）が、享保八年（一七三三）一月に結ばれた「野火除印書」（以下「印書」という）を取り戻すために結ばれたという側面をもつていた。この印書とは、仙仁村与惣右衛門（く九五三）では与惣兵衛・吉右衛門（丹蔵の祖先）・八町村覚之丞・覚之助が入会村々の名主衆中であつて出したもので、そこには、八町村にある松代藩御林の裏手の一ヶ村入会山より野火が出て御林へ類焼し、仙仁・八町両村が難儀しているので、野火防ぎのため御林に隣接する入会山に木を植え置きたい旨、両村から入会村々に申し入れて了承されたこと、後年猪鹿などが住みついた際には、植えた木を伐採されても文句を言わないこと、などが記されていた。幕領村々では、印書に基づいて木を植えた入会山が細尾など三ヶ所であるとして、印書を自らの主張の根拠にしており、仙仁村側では、自村に不利な証拠である印書を入会村々から取り戻す代わりに、以後は自村の者が入会山で炭焼きをしないという条件をのんだのである。

こうして文化十一年の規定書は、印書を取り返して山一件を内済にすること引き替えに結ばれたわけだが、小前たちの生活にとって重要な意味をもつ炭焼き稼ぎを禁止するものであつたために、小前たちは規定書には反対であり、彼らは、丹蔵・平蔵が、村人の生業を犠牲にして自己の持山を確保しようとしたとして、兩人への反

弁を強めた。この点について、丹蔵・平蔵は、規定書は当時の名主常右衛門（文化一一年中に平蔵から交代）が一存で調印したもので自分たちに責任はないと弁明し、常右衛門らは、丹蔵・平蔵や小前惣代とも相談の上で調印したと言っている。また、印書が対象としている山について、丹蔵らは、それは細尾に続く「ぜん入」であり、印書と三ヶ所の山とは無関係だと言い、村役人・小前惣代らは、細尾など三ヶ所のことだとしており、丹蔵・平蔵と村役人らとの間には見解の相違があった。

ともあれ、文化一一年一二月の内済で、三ヶ所の山が仙仁村の内山であることは確定し、入会村々との紛争には決着がついたが、三ヶ所の山が村持山なのか丹蔵・平蔵の持山なのかという問題は残り、炭焼きを禁止された小前たちの不満もくすぶっていた。そうした中、同一二年二月には、村役人と小前一九人が、丹蔵らに村役人勤役中私欲の取りはからいありとして代官所へ訴え出て、一件は村間出入から村方騒動に移行していった。

村役人らの主張は、丹蔵・平蔵の親たちが村役人だった時、川欠起返地の高を操作して、年貢諸役の不正勘定を行い、丹蔵らもそれを継承しているというもので、それに対する丹蔵らの反論は次のようなものであった（九五六、く九六〇）。寛政五年（二七九三）、藩による持高改が行われたが、その際、本田川欠起返地のうち、宅蔵（平蔵の親、当時名主か）・徳弥・平左衛門（丹蔵の親、当時名主か）の持高の一部計一石余を常右衛門・栄八に「貧高」とした。当時、常右衛門らが無高の土地を所持しており、本来なら高請すべきところ、それでは九四石二斗の村高（本田高）が増えてしまい不都合があると思われたので、掛りの藩役人にも伺い、当人と村役人が相談して貧高を行ったのである。すなわち、宅蔵らの起返地は「格別地面も高多分有之候場所」だったので、高の一部を常右衛門らの土地の高ということにしたのである。したがって、問題は無高の土地を隠し持っていた常右衛門らにあるのであり、われわれに問題はない、と。

この一件は、代官所・勘定所元々役所・郡奉行所で吟味されたが、その経過は丹蔵・平蔵にとっては不本意

だったようで、文化一三年閏八月に、二人は目付役所に欠訴(駆込訴)を執行しているが、そこでの主張は次の通りである(く九五二)。^①仙仁村御高辻のうち、細尾・沖之入・大根子の三ヶ所の山は、以前からわれわれ二人が所持し、年貢も上納してきた。ところが、文化一〇年に、栃倉・九反田・中島・井上四ヶ村が、細尾・沖之入は一ヶ村組合入会山の一部であり、先年松代藩御林の野火除のために林としておいたのだと主張しだした。二人は最初取り合わなかったが、四ヶ村が繰り返し主張するので、代官所と元々役所に訴え出た。そこへ、福嶋村の沖八・文八が郡奉行所の内意を受けて間に入り(く九五五)、金を出して彼らが主張の根拠としている印書を取り返すのがよいと勧めたが、印書のことなど聞いたこともないので断った。しかし、沖八らが強く主張するので、代官所(代官上原友左衛門)と郡奉行所(郡奉行菅沼九左衛門)に訴えたところ、双方から沖八らの言う通りにせよと言われた(く九五六)では、上原に言われたとしていたので、仕方なく文化一一年一二月に金二二兩を差し出して内済にした。しかし、沖八らは印書をわれわれに渡すどころか、郡奉行に差し出してしまったと言つて見せもせず、済口証文も見せない。こうした沖八らの行動は納得できない。^②われわれ二人は、年来名主を務めてきた者である。ところが、文化一二年二月には、村役人らがわれわれを代官所へ訴え出たので、懸り勘定役中村仲右衛門・町田源左衛門が名寄帳を提出させたりして調べた。この件は今もって決着していないが、村役人らの訴えは不当である。^③仙仁村長百姓幸右衛門が、文化一二年一月に、三ヶ所の山留を代官所に願つて認められた。その後、今に至るも山留が解除されず困っている。三ヶ所の山を早くわれわれに下げ渡してほしい。

この駆込訴以降、徒目付伊藤小一右衛門と勘定役(はじめ町田源左衛門、のち小林三左衛門)が一件の吟味を担当することになるが、こうした争論の過程で注意しておきたいのは、仙仁村の村役人・小前たちが、三ヶ所の山についてどのような認識をもっていたかである。前述したように、文化一一年一〇月の段階では、村人たちは、山は丹蔵らの持山だと考えていた。そして、同年一二月に規定書を結んだ際、小前たちは、規定書と印書を引き

替えにしたのだから、以後は三ヶ所の山で炭焼きをしたいと言ったが、丹蔵はそれを拒否して退出してしまつたという（く九五七）。山が明確に村持なのであれば、その利用について丹蔵の許可を得る必要はなく、ここから、当時村人たちは、三ヶ所の山は丹蔵らのものと認めていたと思われる。さらに、文化一四年一月の時点でも、村役人・小前惣代らの主張は、三ヶ所の山が丹蔵らのものかどうか疑わしいという程度のもので、その帰属については明確な見解を示していない（く九五七）。

それが、文化一五年三月になると、村役人・小前惣代らは、三ヶ所の山は村持山であり、丹蔵らは三ヶ所の山に高を所持しているというが、「無謂増高引替高」（前述の貸高のこと）などする者の言うことは信用できないと主張するに至っている（く九六一）。しかし、村持であることの積極的な証拠は挙げられていない。そして、このように見解が変化した背後に、文化一二年一〇月以降の藩の指導があつたと思われることは先述した通りである。

二 藩の裁許

文化一五年三月に至って、徒目付伊藤小一右衛門・勘定小林三左衛門を担当とする藩の吟味は最終段階を迎えた。同月、丹蔵・平蔵は、「貸高」などについては、自分たちの「算筆不行届不埒之取計」を認めて、伊藤・小林に「御取成」を願っている（く九六三）。

同月、伊藤・小林は、兩人あての丹蔵・平蔵連印答書に添える形で、次のような兩人連名の伺書を差し出している（く九五八一）。

〈史料一〉

本文之趣(丹藏・平藏連印答書における両人の主張)申口而已奉存候

此段福嶋ニ而村々寄合之上入会山焚炭稼之規定書相極候之始末得与承度奉存候得共、平藏儀者其節親類病人有之早々罷帰候之旨申上之

丹藏儀者規定書相認常右衛門江相渡置、常右衛門一己之存寄ニ而印形仕候与最初申上之

私共儀村方江罷越双方之申口得与承度丹藏度々召呼候得共病氣之旨申立不罷出、且其以前ニ茂御代官ニ而事

極候様子ニ相成候得者丹藏不罷出病氣申立、悴差出弁別不仕罷在候由ニ御座候而是迄延引罷成申候

私共村方引取之後本文差出一兩日之内ニ快氣仕候病症、村方ニ而ハ伺而已ニ罷出全自己之存寄相認差出申候

右体之存寄之者共御吟味御座候得者、上原友左衛門申合方不宜様申募仕容易ニ治定難仕儀哉奉存候、右ニ

付書面請取之節左之趣為申聞候

仮令友左衛門何様申聞候共、兩人心相極り候程之的証有之者他之防可仕候得共、段々申立之通先祖方仕

来得与不存旨申之不行届趣ニ陥り、今又野火除印書見度旨申候得共、此書面有之候故御他領相手取規定

書取極之趣御領内四ヶ村一統ニも差障可申、又先祖方差出候証書ハ先年村役相勤候故哉ニ奉存候、右故

ハ八町村も連印旁兩人持之山ニ者場広ニ候得者、全村方を掠メ押領仕質入等仕、耽与証拠無之処争論仕実

事不申立候段得与為申聞候ニ付、申訳不相立此上 御情之程奉願与認差出申候

右之趣御座候得共 御仁恵之 御情被成下、古代方之御百姓ニ御座候得者御赦之儀何分茂奉伺候

伊藤小一 右衛門

三月

小林三左衛門

史料1では、次のように述べられている。規定書の件でわれわれが仙仁村に行つて双方の主張を聞こうとして、丹藏は病氣と称して出てこない。前に、代官に対しても同様のことがあったという。また三ヶ所の山は兩人

で所持するには広すぎるので、村持の山を横領したのではないかと思われる。しかし、丹蔵らは「古代方之御百姓」なので、「御仁恵之 御情被成下」「御赦之儀何分茂奉伺候」、と。すなわち、丹蔵らに非があるように思われるが、寛大な処置が妥当ではないかというのである。

また、史料1によれば、丹蔵らは、代官上原友左衛門の言い含め方が悪いと言ひ募つていたという。この点について、文化一五年三月の丹蔵・平蔵連印答書には、次のように記されている(く九五九)。

〈史料2〉

(前略)

此段三ヶ所山之義御高辻ニ御座候ニ付、私共兩人何様難渋ニ罷成候共可申募所存ニ罷在候処、福嶋村兩人噺ニ立入呉候ニ付、前文之通り申断候処、再応右兩人押而取扱仕候様申聞候ニ付、其段 御代官上原友左衛門様江御窺奉申上候所、 御代官様御意被成下置候ハ、其方共難渋御百姓ニ而数ヶ村相手取雑用夥敷相掛り此処難凌可有之間此段勘弁仕候様嚴敷被 仰合候ニ付、私共勘弁仕候処、出金杯ニ而相濟候而者重き御高辻輕々敷相成、其上後年ニ至り再発之義難斗奉存候故、仮令私共兩人如何様難渋ニ罷成候共申募度段再応申上候処、御御聞濟者勿論此方申合候義を違背仕候不埒之段蒙 御阿を候ニ付、無規右村兩人申候通り金子井ニ井上村方先年差出置候山出入一件夫銀差滞候証文差添私共差出候

(後略)

史料2からも、丹蔵らが代官上原の指示に対して、大いに不満をもつていたことがわかる。しかし、吟味にあつた伊藤・小林は、たとえ上原がどう言おうと、丹蔵らに確実な証拠があるならば、あくまで自己の正当性を主張すべきだったとするのみで、上原の指示の妥当性や、彼の責任の有無には踏み込んでいない。すなわち、百姓が、藩役人の政治指導の誤りを指摘しても、それは正面から取り上げられていないのである。ここに、藩側の

誤りはなるべく認めまいとする、藩の吟味の政治的・身分的性格が見てとれるのではないか。

さて、以上の経過を経て、文化一五年三月に、勘定役小林三左衛門・立合徒目付伊藤小一右衛門が連名で、次のような伺書を提出した（く九八七）。

〈史料3〉

丹藏
平藏

右高違仕置候分兩人引請候段承服仕候、前条ケ条年々御取納夫銀迄利銀付請取度旨村方一同申立候得共、右様巨細之儀ニ者不相成、御定法ニ而可被 仰付段為申聞候付、訴答共奉承服候

此段兩人之者頭立之身分村方取縮之筋可心懸処、無其儀不届至極付、過料金三拾兩其上御咎可被仰付哉
但村方江式拾五兩被下置候様仕度奉存候

一大ねつかふ大木の入山尾山御他領之者為山改罷越候節、御領分四ヶ村一同仙仁村持山与申募候儀ハ、兩人申訳相立不申儀与奉存候

此段右兩人御取納仕置候段申立置野火除印書ニ当惑仕、既ニ御分地入会山与可仕段、御地所等閑所持仕不届至極付、右山御引上可被 仰付候様奉存候

一追而願之上大木の入山老ケ所可被下置之候、尤山御年貢等ハ追而御極可被成下候

右兩人頭立之身分村方小前掠候次第不届与奉存候。殊四ヶ村者共仙仁村之為ニ山争仕候得者、往々治方前条之趣無御座候ハ、乍恐無心許奉存候

訴訟方

小兵衛

右高違仕候ヶ条年々御收納夫銀迄利銀附可差出段申立候得共、右者丹藏平藏兩人分巨細可請取巧与奉存候
 此段右兩人同様細々僉議難仕奉存候付、過料金三兩御咎ハ一統与輕可被 仰付候様奉存候

村方一統

一 是迄御小役之替り御役炭式百四拾表宛上納仕来候処、今般入会山ニ而焚炭焼不申候付、右御役炭代銀同様程之御小役与御立替被成下置候様仕度奉存候

一 大ねつかふ村持銘々之分相除峯之方并細尾山兩所村方願ニ寄御年貢御極村持ニ可被 仰付候様奉存候

一 高違之分ハ一躰村方ニ而不残可請取謂無御座候。丹藏平藏持分御引起高不仕村持之分嚴重ニ申立候者、

外々茂起高可相増候得共無其儀等閑ニ罷成候、唯今村方御手入茂被成下置候儀者 御仁恵之御時節ニ御座

候得者、何分 御情之程奉伺候

一 入会山焚炭稼之規定為取替仕候儀兩人段々申立候得共、先年福嶋村ニ而寄合之節、平藏儀者親類病人御座候趣ニ而早速罷帰、丹藏相残是亦規定書相認印形之儀者名主印ニ御座候之処名主一己之存寄与申立候段ハ申口而已難相立奉存候、猶亦右福嶋村之様子得与承度私共兩人ニ而仙仁村ニ而丹藏呼ニ遣候得者、病氣之由申立不罷出候付再三招呼候処漸罷出伺而已罷出候旨申断罷帰候、依之猶又平藏江押而召連罷出候様申渡候処未全快仕之段申聞、私共仙仁村引取後兩人罷出相手無御座節者種々申聞候程ニ御座候得者、外御役方江罷出候節者自己之都合宜様可申立候得共、全取用不相成候御儀与奉存候

但右兩人古代与之頭立御百姓ニ御座候得者、御咎之儀 御情被成下置候様奉存候

一 訴訟方之者共持高年来打捨置候儀不行届儀与奉存候

右之趣場所見分仕口上申立乍恐得与勘弁仕此段奉伺候、以上

三月

立合 小林三左衛門

伊藤小一右衛門

史料3は、訴答双方への判決原案であるが、その要旨は次のようなものである。丹蔵・平蔵に対しては、①村高のうち高違いの分は、丹蔵・平蔵が引き受けることを承知した。村方一同は、さらに、これまで余分に払っていた夫銀に利息をつけて受け取りたいと主張したが、それはできないと言い聞かせ、訴答とも承服した。丹蔵・平蔵は不届き至極につき過料金三〇両、その上、「御咎可被仰付哉」。ただし、三〇両のうち二五両は村方に下付するようにしたい。②三ヶ所の山に関して、入会村々による山改の際、松代藩領四ヶ村が仙仁村の村持山だと主張した件は、「兩人申訳相立不申」。丹蔵らは年貢上納を主張するも、印書の存在に当惑し、藩領が危うく入会山になろうかとしたことは、「御地所等閑所持仕不届至極」につき、山の御引き上げが妥当である。③その上で、沖之入(大木の入)山一ヶ所は丹蔵らに下し置き、山年貢額も追って決めるのが妥当である。④兩人は、頭立の身分で小前を掠めたこと不届きである。ことに、松代藩領村々の者たちは仙仁村のために山争いをしたのだから、このように裁許しなければ、今後の治まり方が心許なく思われる。

訴訟方の一人で、高違い一件当時名主下役を務めていた小兵衛に対しては、細かく詮議できないので、過料金三両とし、御咎めは丹蔵ら兩人より軽くするのがよい。

村方一統については、①入会山での炭焼き稼ぎ停止に伴い、従来賦課していた役炭を免除し、代わりにそれ相当の小役を賦課すべきである。②大根子(大ねつかふ)・細尾山は、村方の願いにより、村持とすべし。③高違い

の件は、厳密に詮議しない。

規定書については、福嶋村での寄合の節、平蔵は親類に病人がいたためすぐに帰り、丹蔵は名主が一存で規定書を終んだと述べているが、「申口而已難相立奉存候」。私も両人が仙仁村に行つて丹蔵を召喚しても、病氣と称してなかなか出頭しない。彼らの主張は「全取用不相成候御儀与奉存候」。ただし、両人は「古代ち之頭立御百姓」なので、処罰には「御情被成下置候様奉存候」。

以上の内容は、当然のことながら、同月に提出された前掲史料1と共通しているが、そこで注意したいのは次の二点である。第一に、丹蔵らへの判決原案(前述の②の部分)は、両人の山所持は認めたとで、その管理不行き届きを咎めて山の取り上げを決めたように読める。ここから、小林らは、たとえ所持の根拠は薄弱だとしても、三ヶ所の山は丹蔵らのものであった可能性を認めているように思われる。第二に、だとしたら、なぜ小林らは、丹蔵らを処罰し山を引き上げるのが妥当だと判断したか。この点については、すでに、藩領域の減少を防ぐためと、代官の指示の妥当性を守るためという二つの理由を述べてきたが、丹蔵らへの判決原案(前述の③の部分)からいま一つの理由が明らかになる。すなわち、このように判決しなければ、仙仁村のために山争いをした他の松代藩領村々に対して示しがつかないというのである。ここからも、この判決が、純粹に理非曲直を明らかにするといふよりも、領内村々の不満を和らげ、領域を平和に治めることにも配慮した政治的判決であると評価し得るのである。

この判決原案を受けて、同年四月に、郡奉行菅沼九左衛門が次のような伺書を提出している(く九八六)。

〈史料4〉

〔端裏書〕

菅沼九左衛門

口上覚

仙仁村

頭立

丹藏

同

平藏

右兩人持山等閑之取斗致置、其上先年親代⁵村役相勤候節、小前持高之内年来不正之取斗茂有之、小前之者共不致承服糺之儀願出候付一通吟味仕候処、御料所御他領入会山等之場所ニ而不容易儀茂相聞候付其段御内々申上候処、伊藤小一右衛門村方江罷越段々内穿鑿等仕候上、場所為見分御勘定役申渡差遣候節為立合、猶亦小一右衛門罷越持山等一同見分之上夫々取調候処、兩人共申訳不相立不埒至極付持山之分引上吟味中手鎖懸組預申付置、猶亦伺之上追而過料金三拾兩可申付奉存候

同村

訴訟人之内

小前

小兵衛

右一件訴訟人ニ而丹藏平藏村役相勤候節兩人と同様持高之内不正之致取斗置不埒之至付、吟味中村預申付置、猶又伺之上追而過料金三兩可申付奉存候

右之趣同役江申談書類差添此段奉伺候、以上

四月

菅沼九左衛門

〔附札〕

仙仁村

頭立

丹藏

同

平藏

同村

小前

小兵衛

右之者共咎之義、書面可為伺之通候

四月

御郡奉行中

史料4から、菅沼が、丹藏・平藏に過料金三〇両、小兵衛に同三両を申し付けたいとして、同役とも相談の上、関連の書類を添えて勝手掛(家老)に伺っていることがわかる。これに対して、同月付勝手掛から郡奉行中あての附札で、伺の内容が許可されている。

このように、実際の吟味と判決原案の作成は担当役人の小林・伊藤が行い、それらは郡奉行に上申され、郡奉行はそれらをほぼ踏襲した伺書を勝手掛に上げている。そして、勝手掛がそれを承認して、判決内容が確定するのである。このように、判決は、下級実務役人が原案を作成して上級役職者に提出し、上級者はそれを基本的には了承してさらに上級者に上申するという階梯を順次経ることによって、判決内容が決定されていく。そして、決定された判決は、今度は同じルートを逆にたどって実務役人に伝えられ、かつ当事者に言い渡されるのである。文政元年(文化一五年、四月に改元)二八一八五月二日、平藏・丹藏は勘定所において手鎖・組預けを命ぜら

れ、小兵衛は村預けとされた。同月、三人の親類惣代らが、三人の檀那寺の法類である大英寺・大林寺にすがつて赦免の取りなしを願ひ、それを受けて両寺から菅沼ら三名の郡奉行にあてて赦免の嘆願書が出されている。この過程を文書の流れからたどると、まず三人の親類惣代から両寺あてに緋り書^{（1）}が出され、両寺ではその緋り書を赦免嘆願書に添えて郡奉行に差し出す。それらを受け取った菅沼は、それら緋り書と赦免嘆願書計五通を一綴りにして、うち一通の端裏に「追而御下可被成下候 五月 菅沼九左衛門」と記して、勝手掛に提出する。そして、勝手掛から戻されたものが郡奉行所において保存されたのである（く九七二）。

翌六月には、仙仁村村役人から郡奉行所に、村方の者は入会山での炭稼ぎを差し止められ、またこのたび三ヶ所の山も藩に引き上げられて難儀しているの、どうか三ヶ所の山を村方に下げ渡してほしいとの願書が出されており、これを受けて、菅沼九左衛門が山見分について伺っている（く九六四）。この仙仁村村役人の願書と菅沼の伺書は一綴りにされており、こうした形態は史料1と共通している。

文政元年六月二日には、丹蔵・平蔵・小兵衛から郡奉行所に、次のような裁許の請書が出されている（く九六五）。

〈史料5〉

乍恐以口上書御請奉申上候御事

頭立

丹蔵

同断

平蔵

其方共持山等閑之致取斗置其上先年親代と村役相勤候節小前持高之内年来高遠等致置候旨小前之者共不致承
腹糺^{（2）}之儀願出候ニ付、吟味之上持山等為見分先達而御勤定役差遣、伊藤小一右衛門立合ニ而夫々見分之節兩人

共申訳不相互恐入候旨、右体不正之取斗いたし置不埒至極ニ付、召出其方共持山引上吟味中手鎖掛組預申付置候処、此上咎恐入親類惣代之者其方共菩提寺法類之由ヲ以大英寺大林寺江纏り一向相敷候旨右両寺度々罷出類而訴訟申立有之候得共、其方共儀者頭立身分候得者一村取締筋第一可心掛処無其儀、却而小前之者共為致難渋候段不容易不埒付、遂吟味殿科可申付処、此度格段之以 御情吟味相流過料金三拾兩申付之、咎之儀者寺院任願差免候、以来聊たり共如何敷義於有之ハ嚴重咎可申付条、得其旨百姓正路可相勤者也

但シ過料金之義者日数五日限可差出

〔小前小兵衛への判決申渡は省略〕

六月二日

前書之通被 仰渡奉畏候、依之御請申上候（趣カ、ムシ）相違無御座候、以上

頭立

丹藏 印

同

平藏 印

小前

小兵衛 印

文政元寅年六月二日

御郡御奉行所

右之通当村丹藏平藏小兵衛右三人之者共御請申上候処承届奥印仕差上申候、以上

名主

常右衛門 印

組頭

武右衛門 印

史料5には、頭立丹藏・同平藏が、持山をなおざりに取りはからい、また親が村役人を務めていた頃から小前の持高を「高違」にしておいたことを小前たちから訴えられたが、兩人とも申し開きができなかつたこと、そこで、三ヶ所の山は引き上げ過料金三〇両を料すこと、訴訟人のうち小前小兵衛は、名主下役を務めながら丹藏らの不正行為を捨て置いたかどで過料金三両とすること、などが記されている。

ここから、丹藏ら三人は、五月二日に組預け・村預けなどにされてから一ヶ月後に判決が言い渡されていることがわかる。そして、その間に、寺院による赦免嘆願がなされている。ところが、前述のように、判決骨子はすでに四月に勝手掛の了承のもとで確定しているのである。これらを勘案すると、藩の側は、判決の骨子はすでに固まっているにもかかわらず、それをすぐには言い渡さず、当事者が寺院に訴がるなど反省の意を示すのを待つて、それを受けて寛大な処置を下すという形をとり、そのことによつて領主の慈悲を下々に感得させるとともに、後述のようにその間に山年貢の額の決定など判決骨子の具体化を進めるのである。藩にとつて、裁許申渡とは、慈悲深い領主とそれに恭順の意を表す百姓という関係を再確認していく場なのであった。

そして同年六月、仙仁村村役人・小前惣代から勘定所元々役所にあてて、大根子・細尾山は丹藏・平藏を除く村中に、沖之入は丹藏・平藏に、それぞれ下し置かれることへの請書が出されている。なお、この時、沖之入の山年貢は、従来の粉一俵四升から二俵二斗九升へと増額されている(く九六六)。

同月、役炭免除の代わりに小役を賦課するなどの役賦課の変更について、伊藤・小林が原案を作つて郡方(菅沼)に提出し、菅沼がそれをそのまま(勝手掛)に伺つている(く九八五)。この場合には、伊藤・小林の連名申上書二通と郡方申上書一通とが一綴りにされて、勝手掛に上げられている。そして、現場の担当者が作つた原案が順次上に上げられ、基本的にはそのまま了承されている点は、判決原案の場合と同じである。

長百姓

幸右衛門 ㊦

三 江戸越訴の決行と一件の終結

丹藏・平藏はいったん過料金支払いの請書は出したものの、納得せずに、江戸への越訴という思いきった行動に出た。同年七月二十七日に伊藤小一右衛門に呼ばれて出頭すべきところ、出頭せずに江戸へ向かったのである(く九七六)。そして、九月には、子供たちにあてて、江戸へ向かったが、途中で平藏が病気になったため江戸行きを中止し、二人で伊勢参宮をするという偽りの書状を送った(く九七三)。出府した丹藏らは、水戸藩付家老中山備前守の家老大貫半助方などに滞在して、幕府若年寄林肥後守に訴え出たが、翌年六月の松代藩主出府まで差し控えるよう言い渡された。

この過程で、菅沼九左衛門と江戸の勘定吟味役望月権之進との間で書状が交わされ、文政元年(一八一八)一月には、菅沼から望月に、山論一件訴答書類写が送られている。また、同月付の菅沼から望月あての書状控は、「仙仁村丹藏・平藏持山一件菅沼九左衛門取斗候分品々書類 十二月 菅沼九左衛門」と記された袋に、文化一〇(一八一三)〜一一年という山論初期の諸書付写とともに入れられていた(く九五〇)。この諸書付写は、反古紙の裏を使った冊子に一二通の関係書付を写したもので、冊子の表紙には「仙仁村入会山一件」と記され、「最初之儀ニ付江府江者不差遣候得共、奉入御覧候、御覧後御下可被成下候 十二月 菅沼九左衛門」と書かれた紙が張られている。これは、菅沼から勝手掛に出され、その後菅沼に戻されたものである。同じものが、江戸の望月にも送られたかもしれない。この一二通のほとんどは原本が残っていないことから、一件関係史料の原本のすべてが保存され、現在まで伝えられているわけではないことがわかる。ただ、失われた原本が、廃棄されたのか、

訴訟当事者に返却されたのか、または他の部局に渡されたのかは判然としない。

そうこうしている間に、文政二年七月には、幕領高井郡小布施村の要吉という者が、仙仁村の村役人ら二人を相手どって「理不尽横領御訴訟」を起こし、一件はまた新たな局面を迎えた。訴状に見る要吉の主張は、次の通りである。自分の親文蔵は、安永九年(二七八〇)に細尾山を宅蔵(平蔵の親)から質に取り、寛政二年(二七九〇)に質流れの形で所有した。また、沖之入・大根子を天明三年(一七八三)に平左衛門(丹蔵の親)から質に取り、寛政五年に質流れとなった。すなわち、三ヶ所の山の所有権は自分にある。その後、山は丹蔵・平蔵に預けて管理を任せ、山年貢も彼らに渡して上納してもらっていた。ところが、文政元年八月頃から、自分の知らない間に炭焚木挽が入山して勝手に木を伐っているので、仙仁村の村役人らを吟味してほしい、と(く九八二―二)。

要吉は、幕府への出訴を望んだが、小布施村を管轄する中之条代官所の役人がそれを抑えて、まず松代藩に善配や訴訟・裁判を扱う役職、(図1参照)三名あての相手方の吟味を依頼する連署状、要吉訴状写などの綴り、および松代藩郡奉行四名から中之条代官所役人あての返書の三点が包紙に一括されて伝えられている(く九八二)が、包紙上ハ書には、菅沼九左衛門のものかと思われる筆で、「仙仁村名主小兵衛其外之もの共へ懸り山出入一件御料所小布施村要吉訴訟写井中之条方之来状共出置 辰(文政三年)五月」、「此度一件之儀中町喜代八取扱内済和談ニ相成、右和談書井中之条方之再報者御懸りへ差出置候 御懸り望月頼母殿」と書かれている。ここから、これら三点の文書は、一件終結後の文政三年五月に一括整理されたこと、「和談書井中之条方之再報」は懸り家老望月頼母に提出されたこと、がわかる。一件関係史料の一部は他に提出されたために現存しないのである。

要吉の出訴と時を同じくして、文政二年七月に丹蔵・平蔵らが帰国し、それぞれ菩提寺である小山村興国寺・井上村浄運寺へ駆け入った(く九六七、く九七七)。

要吉の出訴に対しては、文政二年一〇月に、仙仁村一二人惣代三名と郷中惣代名主小兵衛が代官所に願書を差し出している（く九六八）。「真田家文書」中に残る願書は写で、末尾には「追而御下可被成下候（郡奉行）金井左源太」との張紙があり、郡奉行から勝手掛に上げられたものであろう。その内容は、次の通りである。

この一件で、丹蔵・平蔵は要吉と馴れ合っている。松代中町の松田屋喜代八が立ち入り、丹蔵・平蔵と要吉との間では内済が成立したが、われわれは三ヶ所の山が要吉持山だなどは初耳であり、済口証文には調印できない。丹蔵らは、江戸に出て、柴口二丁目和泉屋吉兵衛を頼んで藩を相手に訴訟を起こそうとし、文政元年一月下旬に吉兵衛が松代まで願書を持ってきたが、出入の実際の顛末を聞いて驚き、訴訟は延期して江戸へ帰ったといういきさつがある。こうして計画が頓挫したので、今度は要吉と馴れ合ったものと思われる。今後もどのような難題をふっかけられるかわからないので、今回の済口証文には調印できないし、その結果訴訟となり江戸に向くことになっても仕方ないと申し上げたが、訴訟となれば大金が必要だし、今回調印すれば裁許通り山にも入れると言われ、仕方なく調印することにした。以後、丹蔵らが山を質入れなどしないように、藩のほうで処置してほしい、と。

要吉との争論は、済口証文などが残っていないので、最終的な結果が不明なのだが、文政二年中には解決したものと思われる。

丹蔵・平蔵は、檀那寺である興国寺・浄蓮寺の取りなしによって帰任は認められたものの、押込を命ぜられた。そこで、文政二年一二月に、兩人の親類惣代・村役人らが檀那寺に、藩へ押込赦免を願ってくれるよう継り書を出し、これを受けて赦免の嘆願がなされている（く九七七）。そして、二人は、一月に、三ヶ所の山の帰属に関する裁許内容く九六六を承服した旨の請書を郡奉行所に差し出し（く九七八）、一二月には、一件に関する費用分担の件（く九七九）も解決し、丹蔵らは赦免され、印書は彼らに下げ渡された。同月、丹蔵・平蔵は、以後は藩の

掟を大切に守る旨の請書を職奉行所・郡奉行所に（く九八二）、以後出入・嘆願などしない旨の請書を代官所に（く九六九）、それぞれ提出している。

また、一件費用の負担方法については、文政二年一二月に、仙仁村一八人惣代兼久蔵・政五郎・一二人惣代兼清蔵・重左衛門・新田村役人六名・新田川合村扱人から郡奉行所に、次の内容の濟口証文が出されている。三ヶ所の山をめぐる出入は、丹蔵・平蔵とその親類一二人と、それ以外の村人一八人との間で争われた。訴訟費用が多額だったので、大根子山は相談の上売却したが、なお費用の負担方法をめぐって村内が混雑したので、新田川合村の吉郎右衛門が仲裁に入り、一二人の者から合わせて金四両を差し出し、細尾山は三〇人で均等に分割することにした、と（く九七九）。なお、この文書の端裏には「文政二卯年（郡奉行）金井左源太引請候後取計書類」との張紙がある。

こうして、文政二年一二月には、この一件は最終的に解決したのであった。

おわりに

ここで、以上の一件の経過から、明らかになった点をまとめておこう。

史料学にかかわる論点については、まず、この一件の関係文書が、郡奉行所において一件終了後も長く一括保存されていた点を指摘できる。⁽⁶⁾ この一件は、当初、代官所・勘定所元々役所・郡奉行所で扱われたが、文化一三年（二八一六）閏八月以降、丹蔵らは、目付役所、さらには大目付役所にも訴えている（く九五五）。このようにさまざまな部局が関与し、作成された史料の差出人・宛所も多様であるにもかかわらず、一件史料はその主管部局であった郡奉行所に集中・保存されているのである。近世における一件史料の具体的な保管形態は不明であるが、

国文学研究資料館史料館で受け入れ時に付けた文書番号を見ると、一件史料のほとんどすべてに一連の番号が付与されており、ここから推して、近世においても一件史料は何らかの形で一括保管されていたと考えられる。

そして、これら一件史料は、たまたま郡奉行所に集まつてきたわけではない。文書の端裏書に、「追而御下可被成下候 五月 菅沼九左衛門」(く九七二一五)などとなるように、郡奉行が意識的に一件史料の集中をはかっていたのである。ただし、すべての一件史料が現存しているわけではない。例えば、小布施村要吉の訴訟については和談書や中之条代官所よりの再報は、担当の家老望月頼母に差し出されていて、現存しない(く九八二)。また、伝存する文書の大部分は原本であるが、一部に写も存在する(く九五〇―二)など。なお写と原本の両方が残っているものも少しはある)。郡奉行所で写された文書の原本(現存しないもの)については、①廃棄された、②村方などに返却された、③他の部局に廻された、といった可能性が考えられるが、はっきりしたことはない。

この一件史料は、村方から藩に差し出された願書・答書・請書など(原本および写)と、藩庁の部局間でやりとりされた文書とに大別できる。なかには、①村方からの答書とそれに対する徒目付らの見解(く九五八)、②徒目付らの申上書とそれを受けての郡方の申上書(く九八五)、③村方から寺院への継り書と寺院から郡奉行への嘆願書(く九七二)、といった相互に密接に関係する複数の文書が一綴りにされている場合もある。一件史料という大きなまとまりの中に、さらに、綴られたり、包紙で一括されたり(く九八二)、袋に入れられたり(く九五〇)した、小さな文書のまとまりが存在するのである。

次に、歴史学にかかわる論点について。まず、一件の裁許にあたっては、直接吟味を担当した徒目付・勘定役から郡奉行に伺が出され、それを受けて郡奉行が勝手掛家老に伺を出すという形で、下位部局から上位部局に順次、伺が出され、勝手掛の承認によって判決が確定している。しかも、伺を受けた上位部局は、基本的に下位部局の判断を尊重し、一部下位部局が判断を保留した点について決定を下している。こうした藩の意思決定過程に

おける稟議制的形態については、笠谷和比古氏が繰り返し指摘しているところであるが、この一件もそれを示す好例だといえよう。

また、藩と村・百姓との関係については、以下の点が指摘できる。

(1) 松代藩は、自藩領の村の内山が他領村々との入会山になることによつて、自藩の領地が減少することを嫌い、自領の確保を目指す立場から入会争論に関与し、自領村々を指導した。この点、藩の対応は、個別領主としての利害が前面に出ており、それにそぐわぬ村の意向は尊重されなかつた。

(2) こうした立場からの藩の関与は、丹藏・平藏の批判するところとなつたが、彼らの駆込訴を受けての徒目付・勘定役の吟味において、郡奉行・代官らの指導の適否が正面から問題にされることはなかつた。この点で、藩の吟味は、当然のことともいえるが、百姓よりも藩役人のほうの肩をもつものだったのである。とりわけ、勘定役が、自らの上役である郡奉行の判断を誤りだと認定するのは困難だつたらうと思われる。

(3) 史料3で、徒目付らが、仁礼・八町・福嶋三ヶ村は、仙仁村のために山争いをしたのだから、このように裁許しなければ今後の治まり方が心許ないと述べているように、裁許にあたつては、領内の平穏な統治を実現するという点に配慮がなされている。

(4) 藩の判決方針が確定してから判決申渡までに一定の間隔があり、その間に寺院による赦免嘆願がなされていることから、百姓には寺院を介して藩に反省・恭順の意を表明することが求められ、藩はそれに対して寛大な判決を下すという形がとられているといえる。裁許とは、藩の威光と慈悲を百姓に示し、百姓が謹んでそれをお受けするものでなければならなかつたのである。⁸⁾

(5) 以上(1)～(4)からいえることは、藩の指導・裁許とは、純粹に事実と法理に基づいてなされるわけではなく、自藩の利益を優先させ、武士に有利な傾きをもち、また藩の威光を知らしめ領内の平穏を維持するという政治的

意図もはたらいっていたということである。こうした中で、証拠調べや当事者の尋問などがなされ、また稟議制によつて多くの藩役人がかかわりつつ、大方の納得する判決が模索されていたのであり、ここに近世における武士・百姓関係の特質の一面を見ることができよう。

そして、史料学に関する論点と歴史学に関する論点とは、別個に存在しているわけではない。例えば、一件の裁許に至る吟味のプロセスを歴史的に明らかにする際には、その一件にかかわる諸史料の保管形態についての史料的考察が不可欠であるといえる。

最後に、今後の課題を挙げておこう。本稿は、一事例のみに基づく分析であり、今後は「真田家文書」中に多数残る他の一件関係史料を比較検討することが不可欠である。また、これら一件のうち、当事者の村方にも関連史料が残っているものについて、同じ一件に関して藩側と村側にそれぞれ残された文書の種類の比較や、藩に提出された文書と村方に残された下書・写・控との微妙な異同が語る意味合いの検討などを行うならば、「大名家文書」、「村方文書」、そして近世文書とは何かという問題について、より興味深い論点が発見できるものと思われる。

(1) 「真田家文書」のうち整理済みの分は、『史料館所蔵史料目録』のうち『信濃国松代真田家文書目録』(その一)～(その六)として刊行されている。本稿で扱う「仙仁村入会山一件」関係文書は(その四)に収録されている(笠谷和比古氏の編集による)。本稿の典拠史料については、本文中で、同目録における文書番号によつて示すこととする。

(2) 『信濃国松代真田家文書目録』(その四)解題(笠谷和比古執筆)。なお、本稿作成にあたっては、同目録から多くを学んだ。

(3) この件は藩の勘定所元々へも報告されている(く九五五)。

(4) 「縫り書」という史料名称については、前掲注(2)解題参照。

(5) 「真田家文書」く九八五―二、九八五―三には作成者が記載されていないが、端裏の書込や、「(小役は)御代官ニ而申渡御

- 座候様仕度奉存候 小一右衛門」との、く九八五―三の附札から、伊藤・小林の作成だとしてよいと思われる。
- (6) 前掲注(2) 解題。
- (7) 最近のものとしては、笠谷和比古「武士」身分と合意形成の特質」『歴史評論』五八一、一九九八年)がある。
- (8) 水林彪「近世的秩序と規範意識」『講座日本思想3 秩序』東京大学出版会、一九八三年)。